

市有地売却の媒介に関する業務運営要綱

市有地売却の媒介に関する業務については、市有地売却の媒介に関する協定書（以下「協定書」という。）及びこの市有地売却の媒介に関する業務運営要綱（以下「運営要綱」という。）の定めるところによる。

（目的）

第1条 この運営要綱は、協定書第13条の規定に基づき、市有地売却の媒介に関する手続等を定め、業務の適正かつ円滑な遂行に資することを目的とする。

（市有地売却の媒介依頼等）

第2条 志摩市（以下「市」という。）は、協定書第4条の規定による市有地売却の媒介を依頼するときは、市有地売却の媒介依頼書（様式第1号）を（以下「協会」という。）に提出することにより行う。

（資料等の配布場所）

第3条 協定書第6条の規定による「市の指定する場所」は、前条の依頼書により協会に通知するものとする。

（市有地売却の中止等）

第4条 市は、協定書第5条第2項の規定により市有地売却の媒介を中断又は中止する場合には、市有地売却の媒介依頼の中断及び中止通知書（様式第2号）を協会に提出するものとする。

（媒介契約書）

第5条 協定書第7条による媒介契約は、市有地売却の媒介に関する契約書（様式第3号）によるものとする。

2 媒介契約は、原則として媒介契約締結後30日以内に協定書第9条の売買契約が締結されない場合は、失効するものとする。

（市有地売却の媒介）

第6条 媒介業者は、協定書第8条第1項の規定により買受希望者の紹介を行う場合は、市有地売却の媒介申請書（様式第4号）及び市有地買受申請書（様式第5号）を市の事務執務窓口へ提出し、市の承認を受けることとする。

2 媒介業者は、市有地売却の媒介申請書及び市有地買受申請書の提出後においてその媒介を中止する場合は、協定書第8条2項の規定により市有地売却の媒介申請取下書（様式第6号）及び市有地買受申請取下書（様式第7号）を市に提出するものとする。

（媒介報酬請求書等）

第7条 媒介業者は、市有地売却の媒介業務が完了した場合は、速やかに市有地売却の媒介完了通知書（様式第8号）及び市有地売却の媒介報酬請求書（様式第9号）を市に提出するものとする。

（協議事項）

第8条 この運営要綱に定めのない事項については、市と協会とが協議して定める。